

山梨県雇用創出奨励金支給要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、県内における正規雇用の場を確保するとともに、産業構造の多様化を図るため、企業立地や事業拡大等に伴って労働者を正規雇用した事業者に対して予算の範囲内で山梨県雇用創出奨励金（以下「奨励金」という。）を支給するものとし、その支給に関しては、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 事業者 県内に事業所を有する者又は県内に事業所を開設予定の者をいう。
- 二 商品 自社又は子会社、親会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号及び第4号で定める子会社、親会社）で取り扱う商品をいう。
- 三 正規雇用労働者 操業に伴い新たに雇用する労働者及び県外から転入する労働者で、次に掲げる要件の全てを満たすものをいう。
 - ア 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第4条第1項に規定する一般被保険者である者
 - イ 県内に住所を有する者
 - ウ 雇用期間の定めのない労働契約を締結している者
 - エ 短時間労働者に該当しない者
- 四 短時間労働者 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成5年法律第76号）第2条で規定する短時間労働者をいう。
- 五 学校等とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、高等専門学校並びに同法第124条に規定する専修学校及び職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第15条の6第1項各号に掲げる施設をいう。

（支給対象事業者の要件）

第3条 奨励金の支給の対象となる事業者は、次の各号に該当する者であって、次条の規定により知事の認定を受けたものとする。

- 一 次に掲げる事業を行う者であること
 - ア 企業参入型農業 県内で農作物の生産から卸売までを行い、かつ、農産物の流通先が主に県外の区域にわたるもの
 - イ 物流関連業 商品の荷受から運送まで（荷役、保管、梱包、出荷、運送等）の一連の物流業務又は一部の物流業務を行う者で商品の配送先が主に県外の区域にわたるもの

- ウ コールセンター業 コンピュータと通信回線を利用して、集約的に顧客サービス等の業務（主として顧客からの問い合わせに対応する業務）を行うもの
- エ 製造業 日本標準産業分類（統計法（平成１９年法律第５３号）第２条第９項に規定する統計基準として定められたもの。以下「産業分類」という。）で製造業に分類される業務を行うもの
- オ 自然科学研究業 自然科学に関する基礎研究、応用研究又は開発研究を行う施設で、産業分類に掲げる学術・開発研究機関のうち自然科学研究所に分類され、かつ、独立した施設と認められるもの
- カ バイオテクノロジー利用業 生物の持つ働きを利用し、人間の生活に役立たせる技術を利用するもの
- キ 新エネルギー業 太陽光発電、小水力発電、バイオマス及び燃料電池によりエネルギーの生産を行うもの
- ク 情報サービス業 産業分類に規定する情報通信業のうち、情報サービス業又はインターネット付随サービス業に該当するもの
- ケ デジタルコンテンツ制作事業 コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律（平成１６年法律第８１号）第２条第１項に規定するもののうち、デジタル形式のもの
- コ 本社業務事業 企業活動を統括し、経営や事務管理の中核として意思決定を行う事業又は、他企業の複数部門で行われている共通的な管理業務等を受託して一括処理するもの
- サ 特認事業 取り扱う商品やサービス等の相手先が主に県外の区域にわたるもので、雇用創出に資するものとして知事が特に認めたもの
- 二 操業開始日において、県内に所在する事業所の事業主であり、当該操業に伴って増加する正規雇用労働者（以下「対象労働者」という。）の数及び事業所の従業員の数がいずれも次に掲げる人数以上である者であること。
- ア 前号アからウに該当する事業を行う者 １０人
- イ 前号エからサに該当する事業を行う者 ５人

（事業認定申請）

- 第４条 奨励金の支給を受けようとする事業者は、あらかじめ知事の認定（以下「事業認定」という。）を受けなければならない。
- ２ 事業認定を受けようとする事業者は、知事に事業認定申請書（様式第１号）を提出しなければならない。
- ３ 前項の事業認定申請書には、事業計画書（様式第２号）のほか、知事が必要と認める書類を添付するものとする。

（事業認定）

- 第５条 知事は、前条の事業認定申請書の提出があった場合は、その内容を審査し適当と認められるときは、事業認定を行うものとする。

- 2 知事は、前項の事業認定を行った場合には、その旨を事業認定通知書（様式第3号）により通知するものとする。なお、認定されなかった申請者に対しては、その理由を付して様式第4号により通知するものとする。

（事業認定の変更等）

第6条 前条第1項の認定を受けた事業者（以下「認定事業者」という。）は、事業計画を変更する場合は、あらかじめ事業計画変更承認申請書（様式第5号の1）を知事に提出し、承認を受けなければならない。

- 2 認定事業者は、次のいずれかに該当するときは、速やかに事業中止等届出書（様式第5号の2）を知事に提出しなければならない。

- 一 事業を中止するとき。
- 二 第3条各号に掲げる要件を満たさなくなることが明らかになったとき。

- 3 知事は、前項の届出があったとき、その他必要と認めるときは、事業認定を取り消すことができる。

- 4 知事は、認定事業者が前条第1項の認定を受けた日（以下「事業認定日」という。）から、3年以内に操業を開始しない場合は、認定を取り消すことができる。

- 5 知事は、前項の規定により事業認定を取り消したときは、遅滞なくその旨を認定事業者に通知するものとする。

（操業開始届）

第7条 認定事業者は、事業認定日から3年以内に操業開始届（様式第6号）及び次の各号に掲げる書類を添付して知事に提出しなければならない。

- 一 第3条各号の要件を満たしていることを証する書類
- 二 第9条第2項各号に区分される労働者を雇用していることを証する書類

（地位の承継）

第8条 認定事業者の地位は、合併その他特別な理由がある場合に限り承継することができる。

- 2 認定事業者の地位を承継しようとする事業者は、承継承認申請書（様式第7号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

（支給額）

第9条 県は、認定事業者に対して、予算の範囲内で1年以上雇用されている次項各号に規定する支給対象となる労働者の人数に応じて奨励金を支給する。ただし、その上限額は1事業者あたり1億円とする。

- 2 支給対象となる労働者1人当たりの額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 対象労働者のうち次に掲げる要件のいずれかに該当する者 100万円
- ア 雇入れ日において学校等卒業後3年以内であり、かつ、35歳未満の県内在

住者

イ 企業整理等による事業主都合により離職を余儀なくされた県内在住者

二 対象労働者のうち前号ア、イのいずれにも該当しない者 60万円

(奨励金支給申請)

第10条 奨励金の支給を受けようとする認定事業者(以下「申請事業者」という。)は、操業開始の届出日から起算して1年を経過した日から30日以内に奨励金支給申請を行わなければならない。

2 申請事業者は、支給申請書(様式第8号)に対象労働者を1年以上雇用したことを証する書類を添付して知事に提出しなければならない。

(奨励金の支給決定)

第11条 知事は、前条第2項の規定による奨励金支給申請書の提出があった場合、その内容を審査し、適当と認めたときは、必要な条件を付して奨励金の支給決定を行い、奨励金支給決定通知書(様式第9号)により申請事業者に通知するものとする。

2 前項の奨励金支給決定の通知は、規則第13条の規定による支給額の確定の通知を兼ねるものとする。

(支給の条件)

第12条 知事は前条第1項の支給決定をする場合、次の各号に掲げる事項を条件に支給するものとする。

一 申請事業者は、奨励金に係る経理について、その収支の事実等を明確に記載した帳簿書類を整理し、かつ、これらの帳簿書類を第14条第1項第9号で規定する状況報告日が属する年度の翌年度から起算して5年間保存すること。なお、知事が5年を超えて保存が必要と判断した場合には、知事が指示した期間を保管すること。

二 事業に関し必要な報告を求められたときには、速やかに提出すること。

三 法令その他の関係法規を遵守するとともに、知事の指示及び命令事項を確実に履行すること。

(実績報告)

第13条 規則第14条第1項の規定による報告は、第10条第2項の奨励金支給申請書の提出をもって報告があったものとみなす。

(状況報告)

第14条 申請事業者は、次の各号に掲げる日を基準日とする事業の状況を、事業状況報告書(2号の3年が経過した日までは様式第10-1号。3号の4年が経過した日以降は様式第10-2号。)により知事に報告しなければならない。

- 一 操業開始の届出日から 2 年が経過した日
 - 二 操業開始の届出日から 3 年が経過した日
 - 三 操業開始の届出日から 4 年が経過した日
 - 四 操業開始の届出日から 5 年が経過した日
 - 五 操業開始の届出日から 6 年が経過した日
 - 六 操業開始の届出日から 7 年が経過した日
 - 七 操業開始の届出日から 8 年が経過した日
 - 八 操業開始の届出日から 9 年が経過した日
 - 九 操業開始の届出日から 10 年が経過した日
- 2 前項の報告は基準日から 30 日以内に行わなければならない。

(奨励金の支給決定の取り消し)

- 第 15 条 知事は、奨励金の支給決定の通知を受けた事業者が、第 16 条第 2 項に規定する期間内において、次のいずれかに該当すると認めるときは、奨励金の支給決定の全部又は一部を取り消すことができる。
- 一 偽りその他不正の手段により奨励金の支給を受けたとき。
 - 二 第 3 条各号に掲げる要件を欠くに至ったとき。
 - 三 第 14 条第 1 項第 1 号又は第 2 号の状況報告において、報告された対象労働者の数が奨励金支給申請書に記載された対象労働者の数を下回ったとき。
 - 四 申請事業を操業開始の届出日から 10 年経過する間に終了したとき。
 - 五 賃金の支払いが行われていないとき、その他適正な雇用を行っていないとき
 - 六 規則又はこの要綱に違反する行為があったとき。
- 2 前項の規定により奨励金の支給決定を取り消した場合において、既に奨励金が支給されているときは、奨励金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(操業継続期間等)

- 第 16 条 奨励金の支給を受けた事業者は、第 10 条に規定した奨励金支給申請書に記載した対象労働者を 3 年間継続して雇用するよう努めなければならない。
- 2 奨励金の支給を受けた事業者は、第 5 条で認定された事業を操業開始から 10 年間継続して営むよう努めなければならない。

(調整)

- 第 17 条 県は申請事業者が県から類似の補助金等を受けている場合は、奨励金を支給しないことができる。

(雑則)

- 第 18 条 この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 2 5 年 8 月 6 日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱は、平成 3 1 年 3 月 3 1 日限り、その効力を失う。

ただし、同日までに第5条に定める事業認定を受けた者については、この要綱は、同日以後も、なおその効力を有する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 2 8 年 3 月 3 1 日から施行する。

ただし、要綱本則の規定は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の要綱に基づき、平成 2 8 年 3 月 3 1 日までに第5条に定める事業認定を受けた者については、なお従前の例による。